

都市計画区域マスタープラン改定に関する公聴会 開催のお知らせ

1 趣旨・目的

県では、平成16年5月に県内各都市計画区域の整備、開発および保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）を決定しました。

それから約10年が経ち、舞鶴若狭自動車道や中部縦貫自動車道の整備が進み、北陸新幹線の敦賀までの延伸が決定するなど、都市づくりに影響を与える社会情勢の変化があることから、それらに対応した都市計画区域マスタープランへの見直しを進めています。

このたび都市計画区域マスタープラン（案）を作成しましたので、住民の皆さまのご意見を聴取させていただく公聴会を開催します。

2 開催日時および場所

都市計画区域名	開催日時	場 所	
嶺北北部都市計画区域	7月31日 (水)	午後6時30分から	福井市大手3丁目11-1 順化公民館（3階大ホール）
福井都市計画区域		午後7時30分から	
丹南都市計画区域	7月30日 (火)	午後6時30分から	鯖江市水落町2丁目25番28号 文化の館（ホール）
織田都市計画区域		午後7時30分から	
大野都市計画区域	8月1日 (木)	午後6時30分から	大野市天神町1-19 有終会館（305・306号室）
勝山都市計画区域		午後7時30分から	
敦賀都市計画区域	8月2日 (金)	午後6時30分から	敦賀市東洋町1番1号 プラザ萬象（小ホール）
美浜都市計画区域		午後7時30分から	
小浜上中都市計画区域	8月3日 (土)	午後1時から	小浜市大手町4番1号 働く婦人の家（大会議室）
三方都市計画区域		午後2時から	
高浜都市計画区域		午後3時から	

問い合わせ先 福井県 土木部 都市計画課 都市計画・支援グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号 県庁9階

TEL: 0776-20-0498 FAX: 0776-20-0693

3 意見の募集

公聴会にて意見を述べていただける方は、

- ①都市計画区域マスタープラン（案）を下記の縦覧場所で閲覧してください。
- ②上記（案）に対して、下記により公述申出書を提出してください。
- ③下記により決定した公述人の方は当日、会場へお越しください。会場にて意見を述べていただきます。

記

縦覧場所および期間

以下により、都市計画区域マスタープラン（案）を閲覧してください。

場 所	期 間
福井県土木部都市計画課	平成25年7月12日（金）～ 平成25年7月26日（金）
都市計画区域のある市町（福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、越前町、美浜町、高浜町、若狭町）の都市計画担当課	

公述申出書

公聴会にて意見を述べていただける方は、住所、氏名および意見の要旨等を記載した公述申出書を、平成25年7月26日（金）（午後5時必着）までに、福井県土木部都市計画課に提出してください。

- ・公述申出書は上記の縦覧場所で配布しています。
- ・ご意見はお住まいの都市計画区域に関することとしてください。

公述人決定

公述していただく方には、当日までに「公述人決定」の通知が届きます。

- ・同種の趣旨の意見が多数ある場合は、公述人の数などを制限させていただくことがあります。
- ・公述人の方は「公述人決定」の通知を持って、当日開催時間までに会場にお越しください。
- ・当日は提出していただいた公述申出書の内容に準拠して、意見を述べていただきます。

※ 公述の申し出がない場合でも、当日各都市計画区域マスタープランの概要についてご説明致します。

※ どなたでも傍聴していただけます。